日にウィーンで署名された日本国とセルブ・クロアー

YUGOSLAVIA

[備 考]

ーゴースラヴィア

外交関係の回復に関する書

簡について

ることに決定した旨並びに千九百二十三年十一月十六式に終了し、両国間における正常な外交関係を回復すされた日本国との平和条約の最初の効力発生の日に正ヴィアとの間の戦争状態をサン・フランシスコで署名月二十三日付の来簡をもつて、日本国とユーゴースラ務大臣から日本国外務大臣にあてた千九百五十二年一務大臣から日本国外務大臣にあてた千九百五十二年一

と了解する旨通報してきた。これに対し、日本国政府は、議定書が前記の戦争状態の終了の時に実施を再開するものト・スロヴェーヌ王国との間の通商航海条約及びその附属

その了解を確認する旨回答した。簡に掲げるユーゴースラヴィア政府の意図を歓迎し、及び千九百五十二年二月二十七日付の往簡をもつて、前記の書

日本国外務大臣からユーゴースラヴィア外務大臣にあてた